

企業との協働による健康づくり促進事業実施要領

(目的)

第1条 積極的に従業員及び家族の受診促進などの健康づくりに取り組もうとする企業を「健康づくりチャレンジ企業」(以下、「チャレンジ企業」という。)として登録し、健康情報の提供、専門人材の派遣や健康教室を実施した場合の助成等の支援を行うことにより、企業との協働による働き盛り世代の健康づくりを促進する。

(チャレンジ企業の役割)

第2条 チャレンジ企業は、従業員及び家族の特定健診及びがん検診等の受診率向上に積極的に取り組むとともに、健診後の適切なフォローアップや食生活の改善のための健康づくりに努めるものとする。

(チャレンジ企業の登録)

第3条 県は、本事業の趣旨に賛同し、従業員及び家族の特定健診、がん検診等の受診率向上に向けた取組に加え、健診後の適切なフォローアップや食生活の改善のための健康づくりについて、主体的な活動に取り組む企業を募集し、チャレンジ企業として登録するものとする。

(登録の申込及び登録)

第4条 登録を希望する企業は、登録申込書(様式1)の提出、または兵庫県ホームページへの必要事項の入力等により申込を行うものとする。

2 県は、申込内容の審査を行い、要件を満たしている場合には、チャレンジ企業として登録し、登録証を交付するものとする。この場合、必要に応じて申請者からの意見聴取を行うことができる。

(チャレンジ企業の登録要件)

第5条 登録の対象とする者は、次のいずれにも該当する企業とする。

- (1) 従業員及び家族の健康づくりに意欲を有し、かつ兵庫県内に所在する事業所であること
- (2) 雇用保険の適用事業主であること
- (3) 医療法、薬機法、健康増進法等の関係法令や、労働関係法令に違反する行為を行っていないこと
- (4) 過去3年間に悪質な不正行為により本来受けることのできない助成金等を受け、または受けようとしたことにより助成金等の不支給措置を取られていないこと
- (5) 県税滞納がないこと
- (6) 風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業のうち店舗型性風俗特殊営業から委託を受けて当該営業を行う事業主でないこと
- (7) 特定の政治団体や宗教活動を行う企業でないこと
- (8) 暴力団排除条例第7条に規定する「暴力団及び暴力団員並びに公安委員会規則で定めるこれらと密接な関係を有する者」に該当する企業でないこと
- (9) その他、県が不適当とみなした企業でないこと

(県の役割)

第6条 県は、チャレンジ企業の取組を促進するため、以下の支援を行うものとする。

- (1) 健康づくりに関する情報提供
- (2) チャレンジ企業の取組に対する専門人材の派遣及び受診啓発への支援
- (3) チャレンジ企業の健康づくりの取組の周知
- (4) その他、職域の各種健診受診率向上のための取組

(取組状況の報告)

第7条 チャレンジ企業は、毎年度、翌年度の4月末日までに、健康づくり取組状況報告書(様式2)により、県に報告しなければならない。

(広報)

第8条 県は、広報誌、県ホームページへの掲載や紹介冊子の作成等により、登録したチャレンジ企業の取組内容などを県民に周知するとともに、健康づくりに関する情報を提供する。

2 チャレンジ企業は、自社のホームページや商品パッケージ、広告等に、チャレンジ企業である旨を表示することができる。ただし、販売する商品やサービスに、チャレンジ企業の名称を直接使用することは認められない。

(登録の辞退)

第9条 チャレンジ企業は、活動を継続できなくなった場合、登録辞退届(様式3)を提出することにより、登録を辞退することができる。

(登録期間)

第10条 チャレンジ企業の登録期間は、前条に規定する登録辞退届(様式3)が提出された時点までとする。

(登録の取消)

第11条 県は、チャレンジ企業が、この要領で定める取組を行わないことが明らかになった場合、法令に違反した場合、その他チャレンジ企業として適当でなくなったと認められる場合に、登録を取り消すことができる。

(実施期間)

第12条 この事業は平成25年度から実施する。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は平成25年4月12日から施行する。

附 則

この要領は平成25年6月6日から施行する。

附 則

この要領は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要領は令和元年7月1日から施行する。